

# 現代の食料問題と展望

——「食糧経済論」への案内——

渡 辺 信 夫

〈目次〉

はじめに—立命館大学生の食生活と「食」への関心

Ⅰ 現代の食料問題の鳥瞰図—食をめぐる国民の不安・不信の構図

Ⅱ 食・農のグローバル化と多国籍アグリビジネス支配

Ⅲ 21世紀の食・農の再生をどうするか—食糧経済論の課題

おわりに

## はじめに

### 1, 立命館大学生の「食」への関心

04年度から食料経済論の講義を担当している。驚かされたのは、これまでの科目に比べて受講生の多さと高い関心度であった。06年度には、登録学生が550人を超え、常時講義レジュメを400部準備している。毎回出席確認をかねて「感想、質問、意見」のペーパーを提出してもらっているが、学生の食生活と食料問題に対する関心度の高さは、講義態度とともに肌で感じられた。国民の食への関心の高さと学生の認識にはズレはなさそうである。

### 2, 食生活の実態

私は、食料経済論の評価を期末テストと並んで、講義中に実施しているレポート「食生活実態調査と分析」（「調査」と略）を重視している。調査は、平常生活の1週間について、①食生活の全て（水も含め口に入れた全てについて「何

を「いつ」「誰と」「何処で」食したか）を具体的に記録し、②私が作成した「分析項目」にしたがって自己分析と自己評価・採点し、③「感想と改善点」を記入して提出してもらっている。目下、院生の協力をえて集計分析中であるが、ここではその特徴の数点について、全国大学生生活協同組合連合会の「生活実態調査」（「大学生協連調査」と略）や厚生労働省の「国民健康・栄養調査」（「厚労省調査」と略）とも比較しながら見ておこう。

その第一は、残念なことにレッドカードの学生がいることである。毎年、数パーセントではあるが、食生活の実態（レポートの評価は別）からレッドカードを提示し、専門医の診察治療を指示せざるを得ない学生がいる。まず「1週間の食事回数」が10回未満の「一日一食生活」、しかも食生活が不規則で、その食事内容も「インスタント食品、ファーストフード、コンビニ依存症」の典型で、すでに栄養失調症であり、健康障害を本人も自覚している。これほどでもなくても「レッドカード予備軍、生活習慣病予備軍」の学生が多いのが特徴である。まさに食生活の「乱食、狂食、貧食」とも表現される状況で、学生生活と大学教育以前の問題である。これは、大学当局と大学生協の課題でもある。

第二は、朝食の欠食率の高さである。調査では、朝食、昼食、夕食、間食の実態を調査した。今問題になっている朝食についてみると、「朝食を毎日摂れている学生」（週7回）は、「全体で28.1%、男子下宿学生では13.7%」である。逆に「週2回以下から0回」が「全体で18.3%、男子下宿学生では29%」であった。厚労省調査では、「20～29歳の朝食欠食率」は、「全体で34.3%、1人世帯65.5%」である。大学生協連調査では「朝食をとっている学生は69%（15年前57%）」。それぞれ調査方法と項目が異なるため単純に比較できないが、大きな問題になっている「不規則な食事」と「朝食の欠食」は、食習慣の乱れとしても注目される。朝食も摂らずに午前中の講義に集中出来るだろうか。

第三は、米飯の回数と食生活の「アメリカ化」である。世界的に注目されている日本型食生活は、主食である米飯の回数で見ることが出来る。「一週間の米飯の回数」は、「14回以上」が「全体で13%、下宿男性では10%」に対して、「3回未満から食べない」が、「全体で26.5%、男子下宿学生では39.5%」であ

った。しかも食事の内容がお粗末で、「主食・主菜・副菜」と栄養バランスを欠いている。この裏側に後述の「食生活のアメリカ化と貧困化」がある。

### 3. 食料経済論の講義と「小論」の課題

食料経済論の講義は、学生の食生活実態と食料問題に対する関心・認識の上にたって、テキスト『現代の食とアグリビジネス』（有斐閣選書）をベースにビデオや新しい情報によって、深刻化した現代の食料問題を政治経済学として解明し、その打開策の方向を追及する。特に、現代の食料と農業の工業化・グローバル化に伴う、多国籍アグリビジネスによる食支配の強まりに注目し、国際的な食料問題を視野に入れながら、その矛盾と打開策を解明していく。その講義をとうして学生の暮らしや食生活のあり方から、さらには「豊かさの価値観」にも迫りたい。

この小論では、紙数の制約から、現代の食糧問題の構造と特徴を解明し、21世紀を展望し「食料経済論」への案内書としたい。なを、「食料」と「食糧」の用語は、本稿では原則として食料とし、食糧は引用文、固有名詞に限定する。

#### I 現代の食料問題の鳥瞰図―食をめぐる国民の不安・不信の構図

北海道の食品加工卸会社ミートホープによる約24年前からの牛ミンチ製品偽装事件（07年6月26日）。消費期限切れの牛乳でシュクリームを作っていた「ペコちゃん」で有名な不二家のずさんな品質管理事件（07年1月10日）。フジテレビ系生活情報番組『発掘！あるある大辞典』による、納豆のダイエット効果を紹介したデータ捏造事件（07年1月21日）。アメリカのBSE牛（牛海綿状脳症）発生後に輸入禁止されていたアメリカ産牛肉の政治的再開と、その後に繰り返される違反牛肉の輸入事件。中国産農畜水産物を初めとする輸入農産物・食品で繰り返される残留農薬・薬物違反事件。それにバイオ燃料の導入によるトウモロコシや穀物と飼料・食品の高騰問題。さらには地球温暖化と異常気象によ

る穀物在庫の激減等々、食をめぐる極めて深刻で危機的とも言える状況は、国民の食に対する不安と不信を増幅させている。

特に、我が国の食料自給率39%（カロリーベース）・穀物自給率27%は、世界175カ国中128番で北朝鮮より低く、国民の「将来の供給に不安」が80%にもなっている（内閣府「食料の供給に関する特別世論調査」）。

そこで、まず現代の食料問題の鳥瞰図とその原点を素描しておこう。

## 1、農・食の工業化・化学化と食の安全・安心

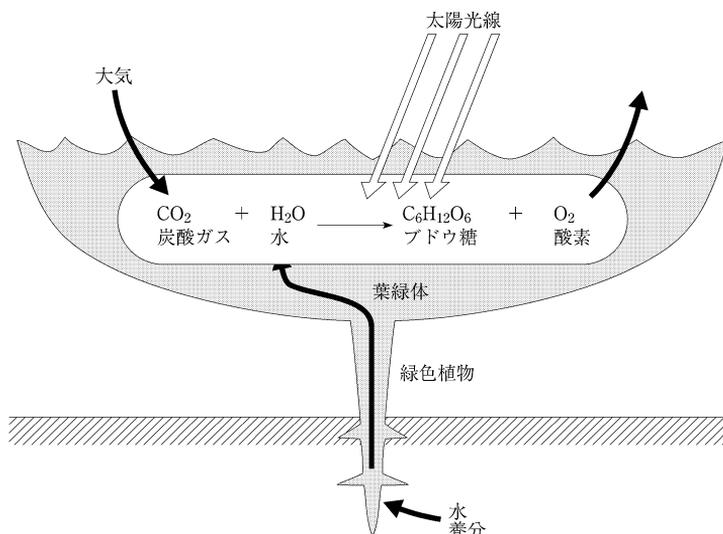
### (1) 食と農の原点

危機的状況にある事態の解決には、まず物事の原理・原則と呼ばれる原点に立ち戻って考える必要がある。農と食をめぐる問題についても、今一度、その原点から検討し、今日の問題の本質に迫る必要がある。

まず確認しておかねばならないことは、農林漁業や食料生産を担当する第一次産業と工業の第二次産業では、その生産の仕組みと生産力発展の論理に独自性と共通性を有することである<sup>1)</sup>。言うまでも無く、人間労働が作り出す価値物・人間にとって有用な財の生産は、主として第一次産業と第二次産業が担っている。工業は、鉄等の労働対象に人間の労働が機械などの労働手段を用いて新しい価値物・無機物を生産する。しかし農業（作物生産であれ畜産物生産であれ）は、図 I-1 に見るように肥沃な土壌（耕土1グラムには数十億の微生物が生息し地力と呼ぶ）と水と太陽エネルギーによって光合成される生命体（植物と動物）に、人間の労働が農機具などの労働手段を用いて働きかけ、新しい生きた価値物・有機物を生産する生命産業であり、土壌や地勢・気象に支配される風土産業である。よって農・食は、風土に規定されて多様性と個性を強めて発展してきたし、また台風や異常気象に直接翻弄されるのが農業の宿命である。

無機物生産の工業は、効率と低コストをトコトン追求して、規模拡大と生産工場をグローバルに海外移転できる。だが農林漁業は、土壌や自然界の中で再生される自然循環と、食の安全から地域流通を基本に地域経済循環による循環型産業であり地場産業であるため、工業化・規模拡大とグローバル化には、自

図 I-1 緑色植物の光合成作用



ずと制約と限界がある。しかも生産された価値物が有機物であるため時間と空間移動は、品質の劣化をとまなう。この品質の劣化を防ぐためには、多量の添加物や抗菌剤などの薬剤・農薬に依存し化学化を伴う。結果は、人間の生命・健康問題と環境問題を引き起こすこととなる。農・食は、本質的に地域自給的性格が強く、工業のグローバル性とは自ずと性格を異にしている。また農林漁業は、効率とコスト競争においても、工業に対して条件不利産業であるため、自由市場に委ねると、農工間と都市農村間の不均等発展の法則が貫徹する。この格差は、国民の暮らしや地域の危機と連動するため社会政策・農業保護政策を必然化させる。この社会政策を怠ると資本主義体制の危機に連動する。よって、先進資本主義国において農林漁業保護政策は、体制維持対策とも深く関わって展開されてきた。食の安全・安心と国土の均衡ある発展の原点である。

## (2) 食・農の工業化・化学化と安全・安心

現代農業は、20世紀後半の化学肥料や化学農薬に過度に依存した近代農法による大規模化・工業化・化学化を追及して生産力を発展させ、「大量生産・大

量流通・大量消費・大量廃棄のシステム」によって発展してきた食品産業や流通大企業の要求に応じてきた。その結果、農の自然循環と経済循環のシステムを破壊し、国民の食の安全・安心と環境を深刻なものとしてきた。さらに、食品産業は、生命産業の原理原則を忘れて「効率とコスト競争で企業利潤の最大化」を追求し、添加物や動物医薬品（抗生物質・抗菌剤）に依拠した工業化・化学化を極度に進め、今や偽装表示・偽装食品にまで手をつけ、人間の生命と健康を脅かす商品を供給するにいたった。ここに食の安全・安心の原点がある。

工業化・化学化の見本が、物価の優等生と言われてきた卵・養鶏業で、『卵は工業製品か』の著者川崎仁は、〈農産物の中で卵ほど、大規模化、機械化、合理化、そしてコスト主義の道を突き進んでいる分野はありません。農業全般にもまた然りといえます<sup>2)</sup>〉。この結果が抗生物質と動物医薬品に過度に依存した加工畜産として発展し、畜産公害や鳥インフルエンザをもたらした。食品の添加物依存については、『食品の裏側』（東洋経済）の著者で食品添加物商社に勤めていた安部司が、〈メーカーは、製造コストを安くするために5種類、調理を簡単にするために5種類、日持ちさせるために10種類、見た目をきれいにするために10種類、味を濃くするために5種類というように目的に応じて大量の添加物を使う〉とその実態を暴露している。

### (3) 食・農の再生の原点

改めて、アルバート・ハーワードの〈その矯正は、農産、畜産、食物、栄養および健康に関する全領域を一つの関連する問題として考察し、そして、すべての農作物、全ての動物および全ての人間の生得権は「健康」である、という大原則を悟ることである<sup>3)</sup>〉（「」は筆者）に深く学ぶことである。やはり、現代の食料問題は、生命・健康の原点に立ち戻って深く考え、再生の道を模索しなければならぬ。原点は、人間も、作物も、家畜も「健康」であること。

## 2. グローバリゼーション時代と食・農の多国籍アグリビジネス支配

第2に、農と食の危機的状況を克服するためには、資本主義の発展段階とその矛盾の深まりを、その担い手・主体との関連で解明することである。1980年

代の後半、世界はグローバリズムの時代に入る。高度に発展した資本主義は、世界市場を支配する多国籍企業段階を迎え、その多国籍企業の活動領域を拡大するため、サッチャー、レーガンによる新自由主義と呼ばれる市場原理主義・グローバリズムに基づく「規制緩和・自由化・国際化」を政治の基本に据えた。その国際的な貿易装置が WTO 体制であり、その主体が過剰資本と多国籍企業であり、そのプロモーターが世界で唯一の覇権国家となったアメリカである。

WTO 体制の強化の下で、農と食の世界でもモノ（商品）、カネ（資本）、ヒト（労働力）ジョウホウ（情報）も、際限なく国際化し多国籍アグリビジネスの支配を強めた。この結果、日常の食もインスタントラーメン、コカコーラ、マクドナルドのハンバーガーに代表されるグローバル商品を常態化させ、食生活の簡便化と画一化を進めた。そして、アメリカでは、「ハンバーガー病」と呼ばれている O-157 や BSE などの健康障害問題をもたらし、世界最大の食料輸入国日本では、ポストハーベストによる残留農薬問題や商品偽装事件を常態化させている。ここに、「食の安全・安心の危機」の第 2 の原点と課題がある。これらの事柄については、次章で展開し、講義の中心テーマとしたい。

### 3、「マクドナルド化する社会・食のアメリカ化」と肥満・生活習慣病

現代の食料問題を解明するためには、食・農の工業化とグローバル化の結果として、国民の食生活が1980年代以降に急激な変貌をとげ、肥満と生活習慣病に代表される健康障害を深刻な社会問題にしている現実に着目しなければならない。第 3 の原点と課題である。

#### (1) 「マクドナルド化する社会」と「食のアメリカ化」

細部はテキストに譲るが、アメリカの社会学者 G. リッツアは、〈マクドナルド社によって開発されたファストフード・レストランの諸原理が、アメリカ社会のみならず世界の国々の、ますます多くの部門で優勢を占めるようになる過程〉（G・R [1999], 17~18頁<sup>5)</sup>）とし、この社会を「マクドナルド化する社会」と呼ぶ。マクドナルド社の諸原理は、「効率性」「予測可能性」「計算可能性」及び「技術体系の進歩」としてとらえる。そしてマクドナルド化する社会は、

〈数多くの利点をもたらしてきた〉としながらも、合理性と効率性を徹底するあまり、すべての多様性や個性を画一化して脱人間化をもたらす。リッツアは、その行き着く先を「マクドナルド化の鉄の檻」と呼び、人間疎外の究極に行き着くとした。しかも〈日本はマクドナルド化システムをととても受け入れやすい国といえる〉（同書13頁）として、このアメリカ文化は日本の「第二の文化」になってきている、とも指摘している。

まさに日本型食生活と食文化は、主食コメの消費が40年間で半減したことに象徴されるように、1980年代以降アメリカ型の食生活と食文化への構造変化を起こす。それは、20世紀後半の食のキーワードが「インスタント（即席）、コンビニエンス（便利）、レディーメード（出来合い）、外部化、欧米化」に変化し、アメリカ型食生活を常態化させ、食と暮らしの画一化を進め、多様な地域の豊かな食生活と食文化を破壊してきた。地域の豊かな郷土料理・伝統食の「おふくろの味」は、インスタントラーメンやファーストフードに代表される「フクロの味」に置き換えられ、地域と日本の優れた日本型食文化を衰退させ、日本人の感性豊かな味覚までも喪失させた。まさに、私の言う「新しい貧困化」の象徴である。

## （2）深刻化した肥満・生活習慣病

食料の外国依存と食生活のアメリカ化は、肥満・生活習慣病の急増と医療費急増による財政危機と深く関わってくる。専門家集団は、〈食習慣、運動習慣、休養のとり方、嗜好など生活習慣も、糖尿病、高血圧、さらには日本人の三大死因である、がん、脳卒中、心臓病など多くの疾病の発症や増加に深くかかわっている〉（生活習慣病予防研究会編 [2003]）と指摘する。これも「新しい貧困化」である。このようにわが国における食のグローバリゼーションは、食料の外国依存とマクドナルド化する社会がもたらす「合理性の非合理性」の到達点「マクドナルド化の鉄の檻」を現実化させている。

## 4、低い食料自給率とフードセキュリティ（食料安全保障）

21世紀の日本と世界の食料問題を考察する上で、食の安全性をめぐる質の間

題（品質）と共に、食料の量の確保と価格をめぐる国民の不安・「フードセキュリティ・食料安全保障」を問題にしなければならない。現代食料問題の第4の原点と課題である。とりわけ、穀物自給率27%の日本では、今や21世紀の最も深刻な課題の一つが、フードセキュリティ（食料安全保障）である。

まずフードセキュリティの定義を見ておこう。1970年代前半の世界食料危機に対応して、73年国連主催の世界食糧会議におけるパーマ事務局長の提案「基本食糧の世界供給が、あらゆるときに、着実な食料消費の拡大を維持し生産や価格の変動を打ち消すのに十分なだけ利用可能（availability）であること」である。しかし、FAOの83年の世界食料安全保障委員会にも反映され、定義が次のように書き換えられた。「すべての人びとが、いかなるときも、その必要とする基本食糧に対し、物理的にも経済的にもアクセスできることを保障されていること」。こうした考え方をさらに進めたのが86年にだされた世界銀行の報告「貧困と飢え」である。食料問題は、紛争や災害によって引き起こされる一時的なものと、構造的な貧困や低所得から引き起こされる慢性的なものがある。この需要者サイドの「貧困と飢え」への対処である。<sup>6)</sup>

農林水産省は、「国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略」（「21世紀新農政2007」）で、食料安全保障の認識として次の3点をあげている。しかし、地球人口の2%に過ぎない日本が世界食料貿易量の10%以上も外国に依存する世界最大の食料輸入国としては、さらに3点を加えねばならないと私は考える。まずその要点を整理しておこう。

**(1) 地球人口の増加と発展途上国の所得増にともなう食料需要・肉や油脂類の増加による穀物需要の急増問題（食料の需要増への対応課題）**

20世紀は、人口爆発の世紀と呼ばれるように地球人口が、1900年20億人から99には60億人に達した。そして2050年には、現在の1.4倍の91億人に達すると推計されている。しかも、発展途上国の所得水準の向上にともなう畜産物の需要増加に対応した飼料穀物の需要増加に穀物生産が対応できるのかという食料の量的確保の問題である（牛肉1kg生産するためには穀物11kg〔トウモロコシ換算〕の飼料が必要）。

(2) 森林破壊や地球温暖化・異常気象による農業生産への影響（農業生産と供給力への対応課題）

地球規模での森林破壊と砂漠化問題とともに、この問題とも深く関わる地球温暖化は、21世紀末に平均気温を1.1～6.4度C上昇させると予測され、世界の耕地と農林漁業生産への深刻な影響が懸念されている。また、近年の、異状気象の通年化・常態化にかかわる農業災害問題もある。さらに、20世紀の人工爆発を支えてきた農業生産力の発展、なかんずく単収の伸びの鈍化である。1960年代の3%が最近では1.5%に低減している。これらの穀物や食料の供給力不安の問題は、21世紀の食料の量的確保と価格高騰の問題としてクローズアップさせている。

(3) 世界的なバイオ燃料への需要の高まりによる食料生産とエネルギー原料生産との競合激化（穀物需給と穀物騰貴への対応）

近年深刻な問題としてクローズアップされてきたのが、世界的な穀物需給が厳しくなり適性在庫を割っている中でバイオマス燃料需要の拡大である。ブッシュ大統領は、06年1月の一般教書演説で「先進エネルギー構想」を発表し、エタノールなどの新技術を利用した代替エネルギーの開発によって2025年までに原油輸入を75%以上削減すると発表。さらに07年1月の同演説では、17年までにトウモロコシなどの再生可能燃料を年間350億ガロン生産し、ガソリンの消費量を20%削減する計画を打ち出した。このため、すでにトウモロコシは国際市場価格が2倍に急騰するなど穀物価格が高騰している。この結果、アメリカやブラジルを始め世界的規模でエネルギー原料生産と食料生産の競合が激化している。

(4) 構造的な貧困と低所得がひきおこす慢性的な食料問題と食料を海外に依存する日本の責任（「貧困と飢え」と日本の責任問題）

世界の穀物市場は、その基本性格から生産量20億トンに対して貿易量が2億トン（10%～12%）と限定された市場であり、極めて自給的性格が強い特殊な市場であり、穀物は需給弾性値が小さい特別な商品である。この限定された市場と特別な商品である穀物・食料を、世界最大の輸入国である日本が占有する

この意味を考えなければならない。特に、日本とアジアの主食コメは、さらに限定された自給的穀物で貿易率が5.9%に過ぎない。さらに、コメ民族のアジアに集中する構造的慢性的「貧困と飢え」の存在である。FAOのデータによると2001年の世界の栄養不足人口は、8億2千万で、その64%・5億2千3百万人がアジアに集中している。すでに、「瑞穂の国・日本」は、毎年77万トンのコメを輸入し、世界第2のコメ輸入大国になっている。改めて、「市場原理主義農政」によって年々急増する日本の耕作放棄地（05年37万 ha）を放置しながら世界の穀物と食料を輸入する日本は、世界の「貧困と飢え」に苦しむ人民に対してどのような責任を負うのだろうか。

#### （5）食料のグローバル化と輸入依存の日本がもたらす地球環境問題

「21世紀は環境の世紀」と言われるが、食料問題と環境問題は深くリンクしている。とりわけ世界最大の食料輸入国日本の固有問題として、輸入依存がもたらす環境問題は、フードセキュリティとしても深刻な課題である。

その1つが、日本のフード・マイレージの異常な高さが物語る環境問題である。近年、食料輸入を環境面から測る尺度としてフード・マイレージ（食料総輸送距離）が注目されている。その考え方は、イギリスのNGO活動家のティム・ラングとコリン・ハインズの共著『自由貿易神話への挑戦』（邦訳は家の光協会、1995年）で示されている。計算方法は、「輸入相手国別の食料輸入量」×「輸出国から輸入国までの輸送距離」で示される。農林水産省政策研究所中田哲也研究員の試算〔2001〕によると、日本は韓国の3.4倍、アメリカの3.7倍にもなり、食料輸送にともなうCO<sub>2</sub>の排出で地球温暖化を加速させていることになる。

その2は、世界の農業生産と環境で深刻な問題となっている水問題である。「仮想水」（バーチャルウォーター）の概念は、農作物や畜産物の生産に要した水の量を算出した指標で、近年環境問題からも注目されている。農作物等（その加工品を含む）の貿易・移動（輸入）は、水の移動と見なすことができる。日本のバーチャルウォーターは、農作物で408億 m<sup>3</sup>、畜産物が223億 m<sup>3</sup>の水になる。例えば、加工食品を例にとると、ハンバーガー1個食べるとペットボトル

500本分の水を、食パン6枚切の1枚ではペットボトル50本にもなる。日本が世界最大の食料輸入国であることは、世界中の輸出国から水を奪っていることになる。地球温暖化・異常気象による水不足と農業・畜産の工業化・大規模化にともなう地下水汚染に苦悩する穀物・食料輸出国の現状を考えると日本の穀物自給率27%・世界最大の食料輸入国がもたらす「見えない水の略奪」が地球環境問題となる。

その3は、物質循環から見た食料輸入国の環境問題である。たとえば、穀物・食料輸入は、輸出国の土壌・窒素を輸入していることになる。この結果、日本では、地域の窒素循環が大きく崩れ、窒素のオーバーフローがおり、いわゆる富栄養化現象で、地下水汚染や河川・湖沼の汚染原因となっている。<sup>7)</sup>

#### (6) フードセキュリティーと多面的機能問題

食料安全保障の考え方について、田代は、途上国、先進輸出国、先進輸入国等の国のポジションにより異なり、一国内でも立場によって異なるとして、〈その違いは端的に自給率との関連である。自給率は当然に農業の多面的機能にかかわる〉。よってフードセキュリティーと食料自給率、そして農業の多面的機能を関連させて考える事が重要だとしている。<sup>8)</sup>

農水省は、経済財政諮問会議の農業・FTA ワーキングGに、国境措置を全廃した場合、農業産出額42%減、国内自給率12%に、雇用375万人減と国民・地域経済に与える影響について報告した。また、同じ資料では、農作物作付面積が272万 ha 減少し、農業の多面的機能（洪水防止機能67%減、河川流域安定機能や地下水涵養機能90%減）についても発表している。田代は、〈国境措置撤廃の是非は、わが国の食料安定供給や農業のあり方に止まらず、この国のかたち、日本人の生き方そのものに大きくかかわる問題〉であり、〈自給率向上を通じる食料安全保障の隠れた究極の意義は、多面的機能の確保を通じる国土安全保障にあるとさえいえる。その意味で自給率と切り離れた食料安全保障論は『亡国の食料安全保障論』である〉（同論文）と結論づけている。けだし至言だ。

## Ⅱ 食・農のグローバル化と多国籍アグリビジネス支配

講義では現代の食料問題の全貌とその各論を展開するが、この小論では、21世紀の新しい事態である食・農のグローバル化とその主体である多国籍アグリビジネス企業による食料支配の強まりについて論述する。

### 1. 食・農のグローバル化と多国籍アグリビジネスによる食料支配

#### (1) 食料市場と食産業の構造変化

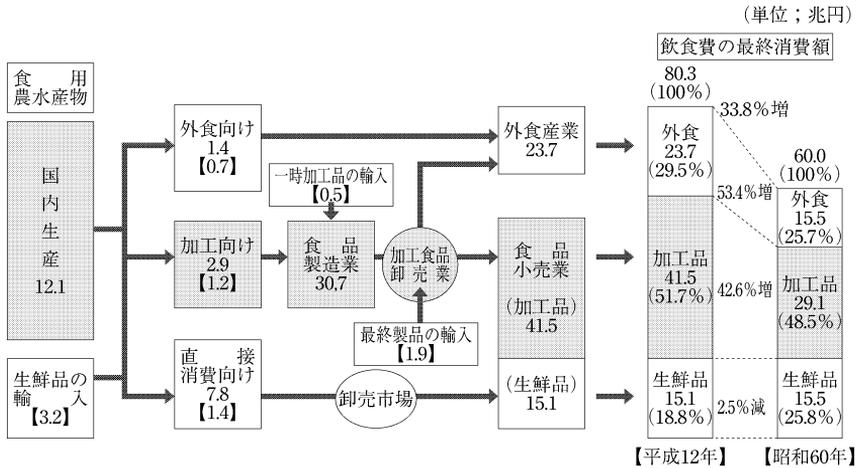
日本の食料は80兆円市場と言われる（2000年）。図Ⅱ-2は、政府の「産業連関表」を基に農林水産省が試算した「最終消費からみた飲食費の流れ」と「食料市場の規模」である。2000年時点で、食用農産物の国内生産は12兆1千万円で生鮮品の輸入が3兆2千万円、供給面ではこの他に加工食品の輸入と家畜の飼料輸入がある。この最終消費額（食糧市場）は80.3兆円になる。その構造は、①外食23.7兆円（29.5%）、②加工品41.5兆円（51.7%）、③生鮮品15.1兆円（18.8%）である。これを図Ⅱ-2に見るように1985年（最終消費額60兆円）と比較すると、①外食が53.4%増、②加工品が42.6%増に対して、③生鮮品は2.5%減と大きな構造変化が見られる。

ここには、食市場の拡大（2000年以降景気低迷による食市場の停滞があるが）の下で、食の外部化と食産業の拡大が見られる。これを支えたのが、農・食の工業化とグローバル化・食料輸入による「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄システム」と呼ばれる食の構造変化である。そして、日本型食生活からアメリカ型食生活への激変と連動する。

#### (2) 「規制緩和・自由化・グローバル化戦略」と食・農市場の再編

戦後における日本の農業・食料問題は、第一期が、戦後の食料難に苦しむ日本に対し、アメリカの農畜産物過剰克服策としての食料戦略の展開である。日本人の胃袋改造による食生活のアメリカ化を目指した、MSA小麦・脱し粉乳

図 II-2 最終消費からみた飲食費の流れ



資料：総務省他9府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で試算。  
 注：1）食用農水産品には特用林産物（きのこ類等）を含む。また、精穀（精米、精麦等）、と畜（各種肉類）、冷凍魚介類は食品加工から除外し、食用農水産物に含めている。  
 2）飲食費の最終消費額は、旅館・ホテル等で消費された食材費（材料として購入）を含む。  
 3）外食産業は、一般飲食店（レストラン、すし店、そば・うどん店等）、喫茶店、遊興飲食店（料亭等）である。

に代表される学校給食等の食料援助と栄養教育や宣伝戦が強められた（食のアメリカ化のベースがつけられた）。

第二期は、アメリカの世界食料戦略に基づく日本農産物の自由化要求と、政府・財界の経済成長戦略による農産物自由化である。1960年代の高度経済成長戦略は、工業製品輸出拡大の見返りとしての農産物自由化の推進である。この結果、アメリカからの穀物・食料輸入が急増していく（農産物自由化のベースがつけられた）。

第三期は、バブル崩壊後の「失われた10年」とその後の「絶望の10年」である。「失われた10年」は、金融恐慌克服策としての金融ビッグバンによる右肩下がりの長期不況と米価・農産物価格の下落をもたらした。その打開策としてアメリカと財界の要求によって推進された規制緩和万能論によるグローバル化戦略の展開は、暮らしと地域の危機をもたらした「絶望の10年」と呼ばれる。

そのターゲットが、80兆円食料市場と農協解体による農村市場の開放要求であった。その震源地は、アメリカの「双子の赤字」解消のための1985年の「プラザ合意」と、それを受けた1986年の「前川レポート」（「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」）である。前川レポートは、基本的考え方として「市場原理主義、グローバリズム、中長期戦略の確立と展開」とし、その具体化の提言では、①内需拡大政策、②国際化のため産業構造の転換—エネルギー政策の転換、農業の縮小再編、構造改革の推進、③市場アクセス・製品輸入の促進、④金融自由化・金融の国際化、⑤世界経済への貢献、⑥財政・金融政策の転換等が提起され政策決定された。「産業構造の転換・農業の縮小再編」で示されたのが、「比較優位の原則」に基づいて農産物・食料輸入を拡大し、日本農業は輸入の困難な生鮮野菜や花卉に限定すべきとした（政府と財界の本音）。

このアメリカ発・日米合作で仕組まれた前川レポートを具体化したのが「橋本構造改革」である。その執行を要求したのが、宮沢・クリントン合意によって初められたアメリカの対日『年次改革要望書』である。その忠実な執行者が、「脚本・竹中平蔵、演出・小泉潤一郎（総理）と宮内義彦（規制改革・民間開放推進会議議長）」と呼ばれる小泉政権であり、その継承者が安部政権である。宮内は、〈規制緩和というのは、戦後最大のビジネスチャンスだ。これは決して大げさな話ではない。今まで護送船団方式で行儀よくしないといけないといわれてきたのが、自由になるわけだから〉、〈農業分野の規制緩和などは、本当は裸にして乾布摩擦でもすればよいのだが、オーバーを着込んだ既得権者のマフラーをとる程度になっている〉（『週聞東洋経済』1996年11月2日号のインタビュー記事）。規制改革・民間開放推進会議の構造改革は、最後のターゲットとして食料・農業・農村市場を定め、「戦後農政の総決算・大転換」を迫る。

### （3）農業のグローバル化の推進力としての多国籍アグリビジネス

この食料市場の拡大と食産業の構造改革を支えたのが、農業の工業化とアグリビジネスである。アグリビジネス（agribusiness）とは、松原によると〈ハーバード・ビジネス・スクールのR. ゴールドバークらが1950年代後半に使用した用語で、農業と食料に関連するすべての産業部門を包括的にとらえる概念

表Ⅱ-1 世界の食品・飲料製造企業上位20社（2001年度）

	企業名	本社	食品販売額 (億ドル)	主な製品
1	ネスレ	スイス	466.2	乳製品、飲料
2	クラフト・チーズ	アメリカ	381.2	乳製品
3	コナグラ	アメリカ	276.3	食肉、穀物製品
4	ペプシコ	アメリカ	269.4	飲料、スナック食品
5	ユニリーバー	イギリス/オランダ	266.7	油脂、乳製品
6	アーチャー・ダニエルズ・ミッドランド(ADM)	アメリカ	234.5	穀物製品、原材料
7	カーギル	アメリカ	215.0	穀物製品、食肉
8	コカコーラ	アメリカ	200.9	飲料
9	ディアジオ	イギリス	166.4	アルコール飲料
10	マース	アメリカ	153.0	菓子
11	アンホイザー・ブッシュ	アメリカ	122.6	ビール
12	ダノン・グループ	フランス	121.8	乳製品、ビスケット、飲料
13	キリンビール	日本	112.9	ビール、飲料
14	アサヒビール	日本	110.5	ビール
15	タイソン・フーズ	アメリカ	107.5	食肉、家禽
16	ディーン・フーズ	アメリカ	97.0	乳製品
17	H.J.ハインツ	アメリカ	94.3	冷凍食品、保存食品
18	サラ・リー	アメリカ	92.2	食肉、ベーカリー
19	ケロッグ	アメリカ	88.5	穀物製品
20	雪印乳業	日本	85.1	乳製品

（出所）Food Engineering [2002], October.

である。具体的には、農業資材産業、農業生産などの川上から、農産の加工、流通、そしてさらにはフードサービス（外食および中食）などの川下にいたる幅広い裾野を形成する各部門のことを指し、これらの部門間相互の経済連関と統合化を言い表す概念として提唱された（同テキスト p62）。

農と食の関連市場においても、〈農業資材産業、食品加工産業、流通業では高度に専門化された大量生産・流通システムが確立しており、少数の巨大企業によって市場が寡占的に支配されている。これらの大手アグリビジネス企業は、子会社や直営農場によって農業生産を直接に支配下におくか、あるいは契約生産によって、農業生産過程への直接、間接の介入をおこなっている〉（同テキスト p63）。まさに20世紀後半の経済のグローバル化に対応した多国籍企業支配の

表Ⅱ-2 アメリカ農産物市場における上位4社への集中度

	牛肉パッカー (2000年)	豚肉パッカー (2001年)	ブロイラー (2001年)	家畜飼料 (2001年)
上位4社の集中度(%)	81%	59%	50%	25%
1位	タイソン	スミスフィールド	タイソン	ランド・オレックス / ビュリナミルズ
2位	コナグラ(スイフト)	タイソン	ゴールドキスト	カーギル
3位	カーギル(エクセル)	コナグラ(スイフト)	ビルグリムズ・ブライ イド	ADM
4位	ファームランド・ナ ショナル・ビーフ	カーギル(エクセル)	コナグラ	J. D. ハイスキル

	穀物ターミナル (2002年)	トウモロコシ輸出 (2001年)	穀物製粉(2002年)	大豆搾油(1997年)
上位4社の集中度(%)	60%	81%	61%	80%
1位	カーギル	カーギル-コンチネ ンタル・グレイン	ADM ミリング	ADM
2位	セネックス・ハーベ ストステイツ	ADM	コナグラ	カーギル
3位	ADM	全農	カーギル	ブンゲ
4位	ゼネラル・ミルズ		ゼネラル・ミルズ	AGP

(出所) Hendrickson and Heffernan [2002], "Concentration of Agricultural Markets," February.

構造化である。多国籍アグリビジネス企業とは、〈直接投資や合弁事業などによって、国境を越えた事業を展開している農業資材、食品加工、流通などの農業・食料関連分野の大企業のことである〉(同テキスト p64)。

表Ⅱ-1は、食品・飲料製造業における多国籍アグリビジネスの上位20社である。多国籍アグリビジネスの本社は、アメリカの企業が13社と圧倒的に多く、ヨーロッパ4社、日本3社となっている。松原は、〈この中には、乳製品、飲料、ビールなどの製造・販売で広く知られているネスレ、クラフト・フーズ、ユニバー、ペプシコ、コカコーラ、アンホイザー・プッシュ(パドワイザー)などの企業とともに、コナグラ、ADM、カーギル、タイソン・フーズなど一般には知名度の低い穀物製品、食肉などの一時加工品や半製品を製造・販売している企業も含まれている〉と指摘している。

#### （4）巨大アグリビジネスによる寡占支配の構造

表Ⅱ-2は、アメリカ農産物市場における上位4社への集中度をみたものである。W・ヘフアナンらによるとアメリカの食品加工や農産物流通部門では少数の巨大アグリビジネス企業による市場支配が強まっている。表Ⅱ-2を見れば、上位4社の集中度は、牛肉パッカー（食肉処理業者）81%、豚肉パッカー59%、トウモロコシ輸出81%、穀物製粉61%、大豆搾油80%等いずれもきわめて高く、まさに巨大企業による寡占状態になっている。これらの巨大アグリビジネスは、穀物の流通と輸出、穀物関連の一時加工、資料製造、畜産、食肉処理といった一連の部門を支配する「多角的・寡占的垂直統合体」（磯田 [01]）と言うべき存在である。しかも、これらの巨大アグリビジネス企業は、遺伝子組み換え種子や農薬など川上の農業資材部門を支配する企業や、川下のスーパーマーケット等の巨大小売業とも緊密な取引・提携関係を結んでいる。

#### （5）WTO 農業交渉・自由貿易協定と多国籍アグリビジネス

全ての貿易障壁を無くし完全貿易自由化をめざす WTO 体制は、農業交渉でも、関税率の引き下げと農産物貿易の自由化が追求されてきた（WTO 体制と農業交渉については村田武 [2003]『WTO と世界農業』筑波書房ブックレットを参照）。松原は、〈その背後には多国籍アグリビジネスの利益が見え隠れしている。他国籍アグリビジネスは、農産物貿易の自由化だけでなく、直接投資に対する規制や障壁の撤廃を要求し、グローバルな規模で事業を展開するための枠組みづくりを追及してきた〉と指摘している（同テキスト p69）。

さらにアメリカを先頭に輸出大国と多国籍企業は、WTO をめぐる矛盾の激化による交渉難航の下で、北米自由貿易協定（NAFTA）を初めとして FTA（自由貿易協定）や EPE（経済連携協定）の2国間や地域間の取組による自由貿易を急いでいる。松原は〈多国籍アグリビジネス企業は、アメリカ政府などとの癒着を強化して「回転ドア」で擲擻される人事交流を行い、WTO 農業交渉や NAFTA 交渉にも影響力を行使してきた。たとえば、カーギル社の飼料穀物担当副社長補佐であった D. アムスタッツは、同社退職後アメリカ農務省の高官（次官補）となり、1987年から89年までガット・ウルグアイ・ラウンド

交渉で農業分野の交渉担当責任者（大使級）の地位にあった」と指摘している（同テキスト p70）。このように、多国籍アグリビジネスは、各国の農業・食料政策や国際協定に対して直接的に強い影響力を行使してきた。

## 2、食のグローバル化と多国籍アグリビジネスの食料支配がもたらす矛盾

私は、食料経済論の講義で「インスタントラーメンに代表されるインスタント食品、ハンバーガーに代表されるファーストフード、コーラに代表される清涼飲料、それにコンビニ依存食を加えて、日本人の食は『亡国食』と過激な表現で学生に注意を喚起している。亡国食は、農・食の工業化・グローバル化と多国籍アグリビジネス支配の行き着く先を暗示しているからである。それは、先に照会した「マクドナルド化する社会の鉄の檻」の現実化であり、生命、暮らし、地域、民族、地球の危機と深く連動しているからである。その要点を整理しておこう。

### (1) 生命・健康への深刻な影響

モーガン・スパーロック監督の映画『スパーサイズ・ミー』（04年）は、監督自らの人体実験によってマクドナルド・ハンバーガーの常食が人体にとっていかに危険なものかを実証して世界に大きな反響を呼んだ。すでに、アメリカでは、1975年アメリカ上院栄養問題特別委員会が、アメリカ人の肥満・生活習慣病・三大病を打開するため大掛かりな「健康と食事の関係に関する調査」を実施し、77年500ページの報告書『マクガバーン・レポート』（略称）を提出し、「三大死因（ガン、心臓病、脳溢血）は、食べ物と食生活にあり、最も望ましい食べ物と食事パターンは、1960年代以前の日本の食と日本型食生活にある」と結論付けた。その後アメリカは、学校における食習慣改善や有機農業とその地場流通・直売をすすめてきた。しかし、日本では、マクドナルド化する社会・アメリカ化を推進し、今や深刻な肥満と生活習慣病大国となった。政府もようやく食育基本法を成立させ、日本型の食生活と食習慣の普及にのりだした。さらに、グローバル化が必然化させるポストハーベストによる残留農薬問題、工業化が必然化する農薬・化学肥料、ホルモン剤や抗生物質への依存、食品添加

物の大量使用問題が、消費者の生命・健康さらには環境問題と深く連動している。この食生活のあり方をめぐる食料問題を体制的危機にかかわる問題として捉えた政府は、食育基本法を成立させ、上から食育行政を推進しようとしている。

## （2）日本農業の危機

マクドナルド・ハンバーガーは、世界一安い食材をもって生産され、日本の農畜産物はまったく使用されない。インスタント食品も、ファーストフードも、清涼飲料も輸入食材によるコスト削減によって価格競争に勝利してきた。農のグローバル化は、日本の数百倍の耕地面積格差にあるアメリカやオーストラリア（1881倍）とのコスト競争、数十分の一の賃金格差の中国、ベトナム、タイとのコスト競争を伴う。この市場原理至上主義の貿易自由化による農・食のグローバル化は、コスト競争によって、土地生産性でも労働生産性でも世界一の日本農業を切り捨て、農業危機を深刻なものにしてきた。

## （3）農村の危機と多目的機能・環境の危機

先に見たように、日本の農業と農村の高齢化は、耕作放棄地を1990年の22万 ha から05年には38万 ha に激増させている。さらに政府の発表する限界集落（65歳以上の高齢化率50%）は、国土交通省の調査結果によると全国62,271集落の12.6%7,873集落にもなる。農業・食料のグローバル化による国内農業生産の減少・食料自給率の低下は、当然、農業生産が維持されることによって発揮されてきた国土、自然環境の保全等の多面的機能や地域環境、地域経済に深刻な打撃を与える。農業の有する多面的機能の貨幣評価額（日本学術会議試算）は、1年で洪水防止機能約3兆5千億円、河川流況安定機能約1兆5千億円、地下水涵養機能約5百億円にもなる。農の危機は環境危機と連動している。

## （4）食文化の危機

農・食の工業化・化学化によるグローバル化と多国籍アグリビジネス支配の強化は、必然的に食の簡便化と画一化を進め、地域の郷土食・伝統食と呼ばれる歴史的に築かれてきた豊かな食文化を駆逐する。まさにコメを主食とする日本型食生活と食文化のアメリカ化であり、食の現代的貧困化である。

### (5) 雇用・労働への影響

イタリアでは、マクドナルド・ハンバーガー店の若い女性従業員がストライキで立ち上がった。その要求は“従業員を人間として扱え”で、このストライキは半年も続いた。多国籍アグリビジネスの価格競争は、食資材コストの低減とともに雇用労働のコスト低減によってなりたっている。マクドナルドの「59円バーガー」は、こうした世界一安い食材と低賃金労働者によって実現された。パート・アルバイト労働に大きく依存するファーストフード店やコンビニ等の食品産業と流通企業は、低賃金が低価格を支えると共に収益維持の大きな要因である。さらにコンビニは、FCオーナーと従業員の過酷な労働条件によって24時間営業をなりたたせている。まさに食関連産業の劣悪な労働条件によって、消費者の便利な生活・低価格と多国籍アグリビジネスの利益が確保されているとも言える。

## Ⅲ 21世紀の食・農の再生をどうするか—食糧経済論の課題

これまで見てきたように現代の食料問題は、食・農の工業化とルール無きグローバル化、多国籍アグリビジネス支配を背景にして、食の量的確保（食の安心確保のためのフードセキュリティ・食料安全保障）と食の質的確保（食の安全確保のための安全行政とコンプライアンス）の両面から国民の不安・不信を拡大させてきた。さらに世界最大の食料輸入国・世界最低の食料自給率の日本は、農の多面的機能を破壊し自然災害を拡大させているのみならず、「地球上の飢えと貧困」と環境問題とも深く連動している。21世紀は改めて、その背後にある市場原理主義・グローバリズムの潮流に対抗して、食料自給率向上による食の安全・安心を現実のものにしなければならない。そのためには、「人間を主人公とした持続的循環型共生社会」と「暮らしと地域に根ざした食・農の再生」への道筋を明らかにし、その実現を迫る「暮らしと地域に根ざした運動」の発展が課題である。まさに政治経済学としての食糧経済論の課題である。

## 1、食の安全行政と表示制度

### (1) BSE 問題を契機とする食の安全行政

食の安全性問題は、伝統的な細菌性食中毒問題から、輸入農産物のポストハーベスト農薬による残留農薬問題、食品添加物問題、動物医薬品による抗生物質やホルモン剤問題に、さらに O-157 や BSE など「科学的に解明されていない問題」と企業の偽装表示問題に発展してきている。安全性問題の質的量的転換である。

特に BSE 問題は、食品の安全性と公共政策としての安全行政にたいする国民の不安と不信をパニック状態にまで発展させた。政府は「消費者第一のフードシステム」をうたう「食と農の再生プラン」（2002年）を打ち出し「消費者サイドに軸足を移した農政」を標榜した。しかし田代は、〈日本の問題状況は、食品安全性、企業倫理、食品表示という三つの異なった問題の三つ巴だといえる。食品表示は安全でないものを安全と偽ったときにのみ安全性問題となる。しかしそれらは相互に絡み合っパニックを呼ぶ。（中略）食品にまつわるパニックは、その消費者の生活を直撃する政治問題と化し、そこで体制維持のための社会的統合策として（極限的には治安対策として）、従来型の農政から消費者政策への転換が求められるようになる〉（田代『新版農業問題入門』p156）と、政策の性格を看破している。食の安全行政が体制維持の枠内のものであることの限界性である。この限界性・不十分さを突破するのは消費者運動・国民の世論の高まりのみである。

### (2) 「外圧」でゆがめられた安全・検査基準

現在の食品安全行政は、消費者の不安・要求運動に応える規制強化と、食のグローバル化を推進するアメリカやアグリビジネスの要求に応える規制緩和の二側面を有している。その典型が、アメリカの要求にもとづくアメリカ産農畜産物の輸入拡大を促進するために行った条件整備・規制緩和である。

その第1の画期が、厚生省による「継続的輸入における検査免除」など検査手続緩和を含む輸入食品等検査実施指針の策定（82年）や、それに続く食品添加物の指定基準と JAS（日本農林規格）などの認証制度の全面的見直し（83年）

である。

第2の画期が95年のWTO協定と同時に締結されたSPS協定（衛生・植物検疫措置の適用に関する協定）発効による、食品安全基準を国際基準に整合化（ハーモナイゼーション）させていくことである。日本はこの協定に基づいて食品衛生法を改正して、「輸入検査体制の緩和」と「食品添加物、残留農薬などに関する食品安全基準の緩和」を実施した。

第3の画期が、アメリカのBSE発生に伴うアメリカ牛肉の輸入禁止措置を解除するための牛肉の安全基準と対策をめぐる国内とアメリカとのダブルスタンダードによる輸入再開である。まさにブッシュ大統領とアメリカのアグリビジネス企業の要求に屈した規制緩和である。

村上は、〈一連の食品の安全基準は、アメリカやSPS協定など外圧と業界団体の要請などによって緩和されてきたことは明白である。ここに、国民の健康・安全より貿易や企業の利益を優先する発想を見てとることができよう〉（同テキスト p257）と指摘している。

### （3）食品表示制度と偽装表示問題

消費者にとって食の安全性確保のための防衛策は、食品表示と生産者の顔の見える関係の回復である。低い食料自給率の下で、グローバル化した食品を判断しようとすれば食品表示しかない。また本来表示制度は、公共政策として行政の監視と強制力のある規制措置によって保障されねばならない。にもかかわらず、北海道の偽装ミンチ事件に見るまでも無く偽装表示問題は、広がりを見せ、その限界が暴露された。現行の表示制度と問題点を見ておこう。

日本の食品表示を規制する法律は、厚生省が所管する「食品衛生法」、農林水産省が所管する「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）、経済産業省が所管する「不当景品類及び不当表示防止法」（景表法）と「不当競争防止法」である。

国の食品安全行政の問題点は、第一に縦割り行政がもたらす統一性・総合性の欠如である。例えば、食品衛生法における虚偽表示の禁止理由は「公衆衛生に危害を及ぼす虞がある」という観点に限定されており、公衆衛生に危害を及

ばさない虚偽表示は違反とならない。香川県での学校給食に輸入肉を国産牛とした偽装事件がその例。それは厚生省の公衆衛生の視点に限定しているためである。また、偽装牛肉などの問題となった原産国・原産地表示規制は、73年に景表法で初めておこなわれ、JAS法による規制は1996年である。

第2は、加工食品の製造年月日表示問題と賞味期限問題である。消費者に対する食品の情報公開は、加工食品の製造年月日表示義務がなくなったことである。96年の食品衛生法改正は、加工食品の製造年月日に変えて、「消費期限または品質保持期限」（賞味期限）の表示を義務化した。これは、PL法（製造物責任法）に沿って「食品が安全に消費できる期限について製造販売側が責任を負う」考え方に変えたためである。しかし、消費者にとっては、賞味期限と言われても安全性の判断基準としては曖昧で困るし、製造販売責任といわれても偽装表示が日常茶飯事の現状では、消費者の不安は解消されない。

第3は、偽装表示問題について02年に罰則が強化されたが、偽装表示問題の展望は見えない。単に業者のコンプライアンスの問題に単純化せず、その背景について解明しなければならない。村上はその背景を、まず、外見のみでは判断できない食品のもつ特性に起因する問題を指摘する。とくに食料輸入大国の日本の食品市場では、国産品と外国産品の大きい価格差である。ここに企業の利潤優先の思想が顔をもたげる。次に、政府の規制緩和万能政策による大競争社会が作り出す小売業者間競争の激化である。大規模小売業者は、流通支配力を背景に納入業者に対して欠品なき納品と価格ダンピングを迫る。取引停止などのペナルティーを恐れる納入業者（農畜産物生産者・食品加工業者）は、自然に影響され規格化に制約のある農産物や食品に対して無理をするあまりに「偽装の道」に追い込まれる（同テキスト p259）。

#### （4）食の安全確保のために何が必要か

食の安全確保の基本問題について松原は、〈食料の流れが巨大化し複雑化する中で、農業生産者と消費者が分断され、消費者の側から見れば、食料の流れがブラックボックス（中身がわからない装置）と化している。原料をどこで誰がどのように生産したかわからない食品が大量に流通し、消費者にとって頼るこ

とのできる情報は、価格と表示のみになっている。食品の安全性に対する不安と不信が噴出したことで問われているのは、企業の心がけの問題などではなく、巨大化・複雑化・グローバル化したアグリ・フード・コンプレックスそのものである。これに対して、国内的にも、国際的にも農業生産者と消費者の関係をどのように再構築するかということが重要な課題になっている（同テキスト p71～72）。後述するように世界的な食をめぐる反グローバリズムの運動の広がりこれがこれを実証している。

#### ① 食品安全基本法と食品安全委員会

BSE 問題や偽装食品事件を契機に爆発した国民の不安・不信と消費者運動の発展によって政府は、03年「食品安全基本法」を制定し、内閣府に食品安全委員会を設置した。食品安全基本法は、戦後の食品安全行政の画期をなすもので、「国民の健康保護」と「食品の安全確保」を明記した。しかし、EU の食品安全政策において「予防措置原則」の導入まで視野にいれているのに対して、日本の基本法と食品安全委員会は、国際標準とされている「リスク論」（「どの程度の確率で、どの程度の健康への影響が生じ得るかを科学的に評価する、リスク評価、リスク管理、リスク・コミュニケーションから構成」）に立脚していることである。このことが、BSE の対策においても「全頭検査」を後退させ、アメリカの牛肉輸出条件緩和への政治介入を許し問題を残すこととなる。

予防措置原則は、〈食品添加物や化学物質等によって、人体、動植物の健康に対して危険を及ぼす恐れがあると判断された場合に、未然に予防策をとることである。この点は、日本の食品安全政策と大きく異なる点である。また、権限を安全性評価に絞ったため、「専門家集団で十分」ということになり、食品安全性の直接の利害関係者である消費者代表が委員に入っていない〉（村上、同テキスト p264）としている。この予防措置原則は、本来、O-157 や BSE 等の原因や遺伝子組み換え作物の人体・生態系への影響のように「科学的な解明」がされていない分野への対応原則である。この予防措置原則とリスク論の対立は、EU とアメリカの貿易対立となって国際貿易問題にまで発展している。この背景はどこにあるのであろうか。今日の国際標準は、〈基本的に WTO が指

定するコーデックス（CODEX, FAO/WHO 合同食品企画委員会）等によって打ち出され、WTO によって強制されているが、その真の狙いは国際的な安全確保というよりは、各国ばらばらな基準を国際標準化して自由競争のベースをつくり、農産物貿易を拡大することにある（田代, p157）の指摘が的をえている。

## ② トレーサビリティ, HACCP と食品の安全性

### ア) トレーサビリティと食品の安全性

日本における公的なトレーサビリティシステムは、BSE の発生を契機に03年6月に法制化され、牛肉に唯一導入された。食品生産と流通におけるトレーサビリティは、生産から小売の各段階で、農産物・食品とその情報を追跡し遡及できるシステムで、トレーサビリティシステムという。しかし、6割を占める輸入牛肉には適用されず、その実効性に限界があるし、そのコスト負担を誰が担うかをめぐって問題が残る。

### イ) HACCP と食品の安全性

工業界ではすでに導入されている HACCP システムが BSE を契機に食品にも導入された。〈トレーサビリティシステムが、食品汚染事故の拡大を最小限に抑える事後的システムであるとすれば、HACCP（「危害分析重要管理点」）システムは、食品生産において有害な欠陥品を事前に排除することをめざすシステムである〉（佐々木悟 [01]）。しかし、HACCP システムを導入していた雪印乳業の悪質な人為的要因による食中毒事件は、第三者による監視・検査体制と結びつかねば、正しく機能しないことを実証した。第三者の調査を不要とする食品衛生法の問題点である。また、中小零細企業や農家組織によって担われている食品加工にとって、HACCP システムの導入は大きな負担となり、公的支援政策の充実が課題である。

## ③ 食の安全確保のための公共政策の拡充強化

食肉偽装事件を初めとする食の安全をめぐる事件は、食品安全基本法以降も相次いでいる。この背景には、「官から民へ」のスローガンで規制緩和万能論による大競争社会と公共責任の後退がある。村上は、〈問題の核心は、アメリカをはじめとする輸出国や国内外の多国籍アグリビジネス企業の意向を受けて

食品安全基準・検査体制の規制緩和を行い、また食肉流通企業の偽装を許すという、輸出国や企業に弱い姿勢を政府がとってきたことである。BSE騒動を例にあげれば、食に不安を抱いた消費者とともに廃業や収入の激減に追い込まれた生産者も同様に被害者であり、農水省のずさんな飼料安全行政（根底にあるのは輸入飼料依存）の犠牲者である（同テキスト p266）と指摘する。まさに、食料輸入大国・日本の場合は、水際防衛措置としての輸入検査制度の抜本的拡充とその体制整備が緊急の基本課題である。

やはり、国民の生命と健康の源である食の安全性・安心の確保のためには、公共政策の抜本的見直しが求められる。村上は、輸入農産物・食品検査制度の他に、当面大量の輸入農産物を受け入れざるを得ない状況下で、採られるべき政策目標として次の3点を挙げている。〈第1に生産者にも消費者にも情報公開を徹底する透明性ある行政の確立である。第2は、汚染された食品を流通過程（少なくとも小売段階以前）から未然に排除することを可能とする検査・監視体制を強化することである。第3は、食品添加物製造企業を含む食品生産に携わるあらゆる企業に対して、使用している添加物・原材料について積極的に情報公開をさせる法整備である〉（同テキスト p267）。

#### ④ 消費者・国民の意識改革

北海道のミートホープの社長は、マスコミのインタビューに平然と「業界と消費者にも問題がある」と答えて顰蹙（ひんしゆく）をかっただが、残念なことにそこには一面の現実がある。それは、大競争社会のもとで業界の「効率優先・コスト削減による企業利潤優先の思想」と、生活苦が深まる消費者の「簡便・効率・安価優先の思想」が根底にあることだ。品質やコンプライアンスより企業利潤を優先する業者・企業と、安全・安心の品質より価格を優先せざるをえない消費者の厳しい暮らしの現実がある。この現実企業のみではない。後述するように戦後の食の安全・安心と消費者運動をリードしてきた生協にも問われている。北海道ミート社の偽装コロッケを、日本生活協同組合連合会（「日生協」と略）が、永年にわたってコープブランドとして取り扱ってきたことは、自らが掲げる「安全・安心」より「価格」が優先されてきたことを物語

る。これは、日生協の「貿易自由化推進の姿勢」と基を一にする性格の問題であり、生協と組合員の価格優先の思想が透けて見え、組織的な総括が求められる。

村上は、〈消費者意識の改革という点では「食の来歴」を知る活動への積極的な参加が望まれる。行政の検査・監視体制の充実は前提としつつ（この点では行政の手抜きを免罪する「自己責任」論とは一線を画す）、消費者も産直活動や生産・加工現場の見学等をつうじて、そこにおけるさまざまな苦労や工夫、伝統的製造方法であっても添加物の必要性があることなどを知るべきである。（略）偽装表示を生まないためにも、産直取引は無論のこと、可能な限り非産直取引においても、生産者と消費者の交流を土台に据えた「生産者と消費者との顔の見える関係」を拡大していくことが必要である〉（同テキスト p268）と、生産者と消費者の関係のあり方と、消費者の実践を強調している。

## 2、WTO から食料主権の確立へ

### (1) 食・農の持続的発展を破綻させた WTO 体制の行き詰まり

完全自由貿易を追及する WTO 体制が確立して12年が経過した。しかし、国際的な矛盾の激化と反グローバリズム運動の前に、99年カンクン閣僚会議以降、すべての閣僚会議でも実質的な結論を出せず、WTO 体制は、破綻と混沌の様相を深めている。WTO 体制のもとで深まる矛盾を村田は、〈WTO 自由貿易主義と、それを補完するように推進された自由貿易協定（FTA）が、先進国の製品や農産物を途上国に氾濫させ、巨大企業・金融資本の急激な進出と支配に道を開く一方で、途上国の経済は国際金融資本の投機に振り回され、貧富の差は拡大し、最貧国での飢餓人口は一向に減らないなどの矛盾を激化させています。（中略）わが国を含む先進国の多くで、当のアメリカも含めて、アグリビジネス多国籍企業による途上国からの資源浪費と低賃金を武器にした農産物・製品輸入が価格破壊を引き起こし、地域経済を支える中小企業や農業を危機に追い込んでいます。WTO 体制のもとでの世界的な矛盾の深刻化が、99年末にシアトルで開かれた WTO 第3回閣僚会議に、アメリカ内外から環境保

護団体や農業団体、人権保護団体などの NGO、さらに労働組合から数万人の人々を集結させることになった<sup>9)</sup>と指摘している。

## (2) 貿易ルールと食料主権の確立で持続的な農・食の再生

まさに、WTO 体制は、「自由貿易原理主義をあくまで追求するアメリカを始めとする輸出大国や多国籍企業の潮流」と、「公正な国際貿易ルールと食料主権の確立を求める潮流」の対立によって、新しい節目を迎えている。とりわけ、世界的な農民運動組織であるピア・カンペシーナ（スペイン語で「農民の道」の意）によって、WTO 体制に対する根本的な対案として96年に提唱された食料主権は、世界的な潮流となり、FAO の決議や国連の人権委員会における「食料に対する権利」特別報告を圧倒的多数で採択するにいたった。食料主権を保障する貿易ルールの確立が国際貿易の基本課題となってきたといえる。

食料主権とは、〈すべての国と民衆が自分たち自身の食糧・農業政策を決定する権利である。それは、すべての人が安全で栄養豊かな、民族固有の食習慣と食文化にふさわしい食糧を得る権利であり、こういう食糧を家族経営・小農が持続可能なやり方で生産する権利である。食糧主権には、国民が自国の食糧・農業政策を決定する国民主権と、多国籍企業や大国、国際機関の横暴を各国が規制する国家主権の両方が含まれている<sup>10)</sup>〉。そして食料主権を実現するための不可欠の政策として次の6点を挙げている。①国内生産と消費者を保護するため、輸入をコントロールすること。②貿易より国内・地域への食糧供給を優先すること。③生産コストをカバーできる安定した価格を補償すること。④輸出補助金付きのダンピング輸出を禁止すること。⑤アグリビジネスによる買いたたきや貿易独占を規制すること。⑥完全な農地改革を実施すること。このピア・カンペシーナの基本政策は、緊急に実現されるべき WTO 改革の基本政策である。日本の選択が迫られている。

## 3、「市場原理主義農政」から「食料自給率向上・持続的農業再生農政」へ

### (1) 「食料自給率向上」と「食料・農業・農村基本政策」をめぐる攻防

アメリカ・多国籍企業や財界の強い要求と、極度に低い食料自給率や食の安

全に対する国民の不安が高まる中で、99年「食料・農業・農村基本法」が成立し、食料自給率を農政の基本目標とした。しかし、アメリカの「年次改革要望書」による農業・食料の自由化要求と財界の「農政の抜本的改革要求」（日本経済調査協議会の『農政の抜本的改革』03年中間報告と04年報告、経済同友会『農業の将来を切り拓く構造改革の加速』）を受けて、「官から民へ」のスローガンで規制改革・自由化・国際化を基本政策とする小泉政権は、官邸主導の経済財政諮問会議と規制改革・民間開放推進会議の意向を踏まえて「戦後農政の総決算路線」を明示した。その基本は、①戦後一貫して全農家を対象として品目別価格・経営安定政策から、特定の企業的農業者や集落営農法人に限定した「品目横断的な直接払い制度」への転換。②この農業の担い手選別に対応した農地耕作作者主義の農地制度を株式会社まで権利取得を自由化する農地制度改革。③環境保全と農地・水資源の保全策である。その特徴の一つは、食料自給率への言及がないことである。さらに、経済財政諮問会議は、07年5月には、農産物関税の撤廃・削減と農地耕作作者主義を基本思想とする農地制度の解体などの報告をまとめている。現行の農地制度は、戦後改革の基本とされた農地改革の成果を引き継ぎ、不在地主の発生を防ぎ自作農民を主体とした生産力の発展を保障するため、農地の権利を耕作農民とその組織（農業法人）にのみ認めたもので、戦後農政の基本制度である。

この戦後農政の総決算路線は、小泉構造改革によって激化した所得格差と地域格差問題とも深く関わって、07年参議院議員選挙の一大争点となり、その路線論争が政治問題化し、国民の選択としては決着を見た。まさに食料・農業問題は、体制問題にまで発展した深刻な問題として政治問題化し、国民の選択を迫っているところに現代の特徴がある。選挙結果は「市場原理主義農政」の転換を迫っている。

## （2）「食糧自給率向上・多目的農機能・持続的農業再生」への農政転換

それでは、これまで見てきたように、緊急の課題となった「食料自給率の向上」と「持続的な農林漁業の再生」と「農林漁業のもつ多目的機能を十全に発揮させる農山魚村の再生」を実現する農政への転換をどのように展望するのか。

その基本政策課題を見ておこう。ここで留意すべきは、現場での多くの矛盾や問題の取扱・政策化や運動化において、基本矛盾・敵対矛盾と副次矛盾・内部矛盾を厳密に区分して対応することである。

#### ① 貿易政策・食料自給率向上と持続的農林漁業・日本型食生活の再生

食料自給率の問題は、貿易の問題とともに、供給力の問題としての農林漁業の振興と、需要サイドの問題としての国民の食生活や食習慣など暮らしの問題がある。この両側面の改革が迫られている。(ア)貿易政策は、日本政府の基本スタンスを、自由貿易至上主義から食料主権を基本とする貿易ルールの確立に転換することである。(イ)持続可能な農林業漁業の再生は、まず農林漁業の第一次産業をわが国の基幹産業として位置づけ、第1章の「食料問題の鳥瞰図」で解明したその基本と独自性に着目して、持続可能な「地域に根ざした農の再生」の道に転換し、そのための重層的な市場整備と国・自治体の公共政策を確立することである。(ウ)国民の食生活と食習慣・食文化をめぐるのは、水田農業に基礎を置いたわが国は、コメを主食とし、豊富で多彩な野菜をベースにした副菜と、魚をベースに肉類と牛乳・チーズなどの加工食品の主菜を基本とする一汁三菜の日本型食生活によって、伝統食・郷土食の再生をも課題とする「地域に根ざした食の再生」の道に転換する。このために食農教育とその条件整備のための公共政策を強化することである。この前提として、憲法に定める「人間らしい労働とゆとりある暮らし」の実現がある。

#### ② 担い手政策と価格所得政策・農地制度

この、持続的な農業の再生にとって、最も深刻で緊急の課題は、その主体である担い手問題である。農業就業人口は、1960年の1,454万人が05年には335万人(23%)まで激減している。しかも65歳以上の高齢化率は58%に達している。この現実、現に農業を担っている農業者全てに対して激励と再生産の条件整備を政策化し、さらに新規就農者の確保・育成を緊急の課題としている。農業者の現実と日本的な歴史的条件を無視した政府の「選別エリート農業者育成論」は前川レポートが示した農業の縮小再編論にほかならない。日本農業の原点である農業のあり方からいっても、農業を支えている農業者の現実からも、

担い手の全てのエネルギーを結集しながら、次世代にバトンタッチしていくことである。そのためには、選別政策ではなく総力戦政策が今こそ求められている。第1章で見たように本来、生命産業である農業の担い手は、家族労働を基本とする家族経営が基本であり、現に世界の先進国農業も主体は家族経営である。その工場生産化による規模拡大には限界があり、また効率も逆に悪くなる。次に留意しなければならないのは、アメリカをはじめとする輸出国の農業が、農場制農業であるのにたいして、日本の農村は集居集落で、地域農業は全農家参加による水路・農道など地域資源の共同管理と協同作業をベースに発展させてきたことである。この集落農業を壊す選別政策は、日本農業の実態を知らない机上プランで合理性もない。また日本の集約的農業は、基幹労働力とともに高齢者や兼業労働者などの補助労働力によって再生産される。よって、日本農業の再生は「エリート野球方式」ではなく、消費者提携（応援団）と地域ぐるみの「全員野球方式」による担い手再生方式でなければならない。それと、資本主義経済の下では農民層の両極分解は法則であり、これを政策的に加速させることの誤りは歴史が証明している。

当面の緊急課題としては、戦後農林漁業を担ってきた農林漁業者の高齢化・引退期にあるため、「Uターン・Jターン・Iターン」と呼ばれる新規参入者対策を公共政策として確立することと、地域の受け入れ態勢・地域の民主的な住民主体の地域づくり運動を発展させることである。

### ③ 農林漁業の多目的機能と環境保全・農村政策の確立

危機的状態にある農山漁村の過疎化・高齢化は、国土交通省の調査（「過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査」06年4月基準）によっても、全国775市町村62,271集落の内、65歳以上の高齢者が半数占める限界集落が7,873（12.6%）にもなる。この現実とは、農林漁業の持つ他面的機能の衰退を意味し、近年の台風や異常気象による災害の激化とも連動している。地域政策・社会政策を強化して農山漁村を再生させ、環境保全策を強化しなければならない。当面、自治体財政の確立による自治体農政の強化と、中山間地直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策の改善・拡充が求められる。

#### 4、地域に根ざした食・農の再生運動

食料自給率の向上と食・農の再生は、多国籍企業の利益のみを拡大させるグローバルイズム・規制緩和万能論に対抗する、市場のルール化と民主的な公共政策の確立が求められる。と共に、主権者であり主体である生産農民と消費者の協同による下からの「地域に根ざした食・農の再生運動」の発展が絶対的条件である。

##### (1) 国内の多様な地産地消・地域食料確立運動

21世紀の「地域に根ざした食・農の再生運動」を考える場合、主として80年代以降に全国に広がりを見せた、多様な産直運動や地産地消運動と、その元祖とも言われている70年代から京都府で展開された「地域食糧確立運動」に注目し、その教訓と課題を整理しておかねばならない。

##### ① 生協の協同組合間協同と産直運動

まず注目しなければならないのは、80年代に学習運動と共同購入運動をベースに発展した生協が、生産者団体・農協と協同して展開してきた産直運動である。その原点は、次に見る京都の地域食糧確立運動に参加した京都生協が、地域の生産者組織や農協・漁協との協同組合間協同をベースに展開した「産直三原則」に基づく産直運動である。産直三原則は、第一に生産地と生産者が明確であること、第二に栽培方法が明確であること、第三に交流が出来ることである。この原則は、生協や消費者にとっての原則とも言えるもので限界と不十分さが否めないが、参加した農家や農協職員と生協組合員や専従職員も信頼関係を深め輝いていた。この原則は、全国の生協と農協・漁協の協同組合間協同にもとづく産直原則のベースとなって多様な発展を見せる。しかし、需給調整や価格決定などの産直が本来抱える矛盾と共に、農業者と農協の後退、生協の産直対応の方針転換があり産直運動は産直事業に変質していく。その背景には、農協の広域合併と経営危機があるが、他面では80年代以降の生協組合員の量的拡大とスーパーなどとの価格競争の激化による生協の経営危機がある。とりわけ、90年代以降の大競争社会が創りだしたバラケル時代は、組合員の協同を弱め、学習運動と生産者との交流の後退が共同購入を減退させ個配への転換を余儀な

くさせている。また、量販店との競争激化と組合員の価格志向の強まりは、生産者との協同・提携を基本としたパートナーシップを弱め、規格やロットの確保と仕入れ価格に重点が移り、生協のブロック連合仕入れや「国際産直」に重点が移されていき、生産者の信頼関係を失っていく。他方、農協や生産者の側でも偽装表示事件を起こし生協と組合員の信頼に傷をつける。まさに「協同組合間協同受難の時代」で、生協と農協・漁協の産直運動は産直事業に後退し、大きな転機を迎えている。他方、生産者もインターネットによる個別消費者との産直や多様な消費者組織との産直への取組が模索されている。

この転換期に、パルシステム生活協同組合連合会の理念と産直が注目されている。基本理念は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」とし、産直についても、「産直を通じて生産者と組合員の相互理解の場を広げ、環境保全型農畜水産業を支援します」とある。現場を調査しなければ評価できないが、研究会での報告や文書を見る限りでは、協同組合運動とパートナーシップの新しい模索が始まったといえる。基本課題は、生協主導の産直事業を、事業やシステムとして成功させるのみならず、生産者と生協組合員が主導する「新しい産直運動」に発展させることが出来るかどうかが鍵である。

## ② 全国に広がった多様な地産地消と産直の取組

他方で注目されるのが、全国に広がりを見せ、生産者が元気を取り戻している多様な地産地消の取組である。近年は、地産地消対策を地域の条件に根ざして具体化した地域食料確保運動を都道府県や市町村の自治体が条例など制度化し政策化して地域ぐるみの取組が始まっていることである。また、市場流通を中心においてきた農協や漁協も組織的な取組を始めている。その多様性は、地産地消の内実や規模の多様性と、主体の多様性である。品揃いや価格決定などの内容やシステムにおいても、その規模においても、主体とも関わって多様である。とりわけ事業主体は、個別農家の直売所から、生産者組織や農協・漁協の直売所まで多様であり、近年はスーパーなどの量販店が生産者と提携して店内に直売コーナーを設定している。

問題は、「生産者と消費者の顔の見える関係」と、その運営主体と運営方法、

価格設定などのルールやシステムの確立を巡って多くの問題を抱えている。専門的な調査研究と関係者の実践交流が求められる。

農・食の工業化とグローバル化が必然化させる「食の安全・安心の危機」は、必然的に生産者の顔が見え地域と旬が輝く産直・地産地消を再生させる。問題の核心は、自然循環と地域循環を取り戻す「地域に根ざした食・農の再生運動」として生産者と地域住民・消費者が主体的に取組を強めることが出来るかどうかである。主体の力量とルールやシステムを確立することが当面の課題である。

## ② 総合的・体系的な京都府における「地域食糧確立運動」

90年代以降の多様な地産地消運動や地域食料確立運動を総括し展望を見だす上でも、21世紀の「地域に根ざした食・農の再生運動」を構想する上でも、70年代から80年代に京都府で展開された「地域食糧確立運動」の教訓に学ぶことが今求められている（渡辺・同テキスト p284～88）。

### ① 基本理念と目標

京都府で展開された地域食糧確立運動は、「地域における食生活と食糧の生産・流通を住民本位に再建し250万府民のくらしをゆたかにする」ことを基本理念とし、4つの目標を掲げ、具体的な課題と「当面の活動計画」を定めて実践された。第1の目標は、地域の生産物を第一に考える食生活と食習慣を確立し、地域住民の食生活を真にゆたかに発展させること。第2の目標は、地域の住民の胃袋に責任が負える食料供給力を地域で高めること。第3の目標は、地域に根ざした合理的な加工・流通体制を築きくこと。第4の目標は、250万府民ぐるみの運動として国の食料自給と食料政策の確立を目指すことである。

### ② 成果と教訓

この運動の成果と教訓を見よう。第1は、「提案」が多くの関係機関や団体で議論され、77年にその推進母体として京都府総合食糧対策協議会が組織され、運動の中心に座ったことである。協議会は、生産者団体6団体、流通加工団体5団体、消費者団体3団体、学識経験者3名、それに市長会・町村会、京都市、京都府の自治体4団体で構成された。まさに食と農の再生に関わる全ての関係

機関・団体と運動団体で構成された日本では初めての組織である。組織運営は、各分野から選出された幹事団体で事務局を構成し、課題別に調査研究部会、流通対策部会、食肉消費対策部会、米対策部会を設けて専門的な調査研究・政策立案と府民ぐるみの運動の具体化が図られた。この総合的な組織と民主的な運営は、21世紀の運動にとっても貴重な教訓である。第2は、学習運動が重視されたことである。テキスト『今日の食糧問題と250万府民の食生活』や機関紙誌が発行され多彩な学習が実施された。また京都新聞の全面公告やNHKと民報のテレビ、ラジオの報道番組が企画された。第3は、府民総合食糧祭り、協同組合祭り、11の地域で地域食糧祭が開かれ、多くの府民が参加した。まさに府民ぐるみの楽しい運動の展開である。第4は、農協・漁協と京都生協による産直協定に基づく産直運動の推進である。まさに協同組合間協同による産直の原型がつくられた。第5は、地域特産物や京都の伝統野菜の掘り起こしと「京のブランド化戦略」の展開である。研究者グループと事務局による農産物のブランド化に関する調査研究とその報告書に基づき、京都の伝統野菜を中心とする農林水産物のブランド政策を確立していく。第6は、府下各地に組織された生活改善グループと農業改良普及所が中心になって、郷土料理の掘り起こしやメニューブックの作成と印刷配布によって、学習会や料理講習会が開かれた。地域に根ざした食の再生運動である。第7は、自給を大切にしたい農家らしい豊かな食生活を築く運動と地域自給運動である。「わが家の食生活調査」に基づく「にわとり5羽運動」「自給野菜づくり運動と自給野菜交換会」から青空市場の開催まで、現在の「顔の見える多様な地場流通」の産直・地産地消の始まりである。「農家らしい農村らしい豊かさ」の追求である。第8は、地域の朝市や地方卸売市場を核とする多様な地域流通システムに関する調査研究と、この報告書に基づく地方卸売市場の整備強化など京都府と市町村の流通政策の強化による流通改善の取組である。重層的な地域流通と地域経済循環システム再生の取組である。第9は、生産者や協同組合による地域農水産物加工の振興である。地域ぐるみの豆づくり運動と伝統的味噌づくり・豆腐づくり運動から、農協や専門農協による多彩な特産物の加工事業とその商品化の推進である。

この地域食糧確立運動は、「蜷川民主府政の落城」と反動攻勢によって後退させられたが、その総合性においても、内発的運動の視点でも、その先見性が評価されるし、21世紀の「地域に根ざした食・農の再生運動」にとってベースとなりうるものである。

### (3) 21世紀の「地域に根ざした食・農の再生運動」の方向と課題

それでは、グローバリズムと多国籍アグリビジネス企業支配によって危機に瀕している「食料自給体制と食・農の安全・安心の体制」を21世紀にどのように再構築していくのか。その戦略の構図が、図Ⅲ-1で示す『地域に根ざした食と農の再生プラン』（「再生プラン」と略）である。

「再生プラン」は、「WTO体制と安保体制と市場原理主義農政の改革」「地方分権の確立」と並んで「国民の価値観とライフスタイルの変革」を伴う、住民参加型の運動を基本に据える。その中心に座る21世紀型の「地域食料確立運動」の目標と基本課題を整理しておこう。第1の目標は、地域から食の安全安心を内発的に確保するため、地域に根ざした食生活・食習慣と食文化の再生・創造と、地域における食の安全安心システムの確立をはかる。第2の目標は、地域から食料確保を内発的な力で実現するため、自治体の地域食料確保目標と地域資源確保目標を策定し、その条件整備により、農林漁業者を激励し、多様な担い手を育て、地域に根ざした農林漁業の再生を目指す。第3の目標は、IT時代にふさわしい地域に根ざした情報発信と多様な流通システムづくりを進め、地場流通・地域流通・広域流通の多様で重層的な流通システムをつくる。第4の目標は、住民主体の地域づくり運動を強化して、農山漁村の再生と都市・農村の交流・提携を進展させる。第5の目標は、食料主権と多国籍企業の規制など国際ルールの確立を基本とするWTO改革と市場原理主義農政を転換し、食料自給率の向上と食の安全・安心の確立を基本とした市場ルールと公共政策の確立・体制整備を実現することである。

図Ⅲ-1 地域に根ざした食と農の再生プラン（概念図）



（出所） 2004年1月，筆者作成。

## 5、国際的な反グローバリズムの運動「地域に根ざした食・農の再生運動」

### (1) 世界に広がる反グローバリズムの運動と国際ネットワーク

アメリカモデルを押し付け均一化・画一化を図るグローバリズムに対抗して、「反グローバリズム」の運動が地球規模で広がりを見せている。この反グローバリズムの運動は、グローバリゼーションそのものに反対しているわけではない。アメリカモデルの押し付けへの反対であり、小倉が指摘するように「もう一つのオールタナティブなグローバリゼーション」（小倉和夫 [04]『グローバリズムへの叛逆』中央公論社）を追求するグローバルな運動の広がりである。

この反グローバリズム・反多国籍企業支配の先頭に立っているのが、先に照会した国際的な農民組織のネットワークであるブイア・キャンペーンである。〈1993年に設立された国際的運動体で、アジア、アフリカ、南北アメリカ、ヨーロッパにおける中小規模の農業生産者、農業労働者、農村女性、先住民コミュニティなどの組織の連絡調整をおこなっており、01年で40カ国80団体以上が参加している〉（松原、同テキスト p310）。

また、国際的にみても「地域に根ざした食・農の再生運動」は、韓国における農協が主導する「身土不二の運動」、アメリカやイギリスで拡大するファーマーズ・マーケットなどである。特に注目されるのは、イタリアの田舎町から始まった「地域食文化と食生活の見直しを目指すスローフード運動」の世界的な広がりである。その目標は、ア)消えつつある郷土料理や質の良い食品を守ること、イ)質の良い素材を提供してくれる小生産者を守っていくこと、ウ)子供たちを含めた消費者全体に味の教育を進めていくことである。

### (2) 先進国と途上国の公正な貿易関係構築をめざすフェアトレード運動

国際的な農産物貿易は、対等で自由な取引を建前としている。しかし、実態は、コーヒー生産と貿易に見られるように、植民地時代のモノカルチャー的従属の大規模農園を、多国籍アグリビジネス企業が生産と流通・市場を支配し、現地農業者や農業労働者を貧困と飢えに陥れている。世界で2500万人ものコーヒー生産者は、コーヒーの国際価格の下落・史上最安値のもとで貧困に喘いでいる。これに対して、〈先進国の消費者と途上国の農業生産者が共生できる公

正な取引を追及し、途上国の生産者を援助する運動がフェアトレード（公正貿易）である。フェアトレードは1960年代のヨーロッパで始まった（村田武[2005]『コーヒーとフェアトレード』筑波書房）。この国際組織が国際オルタナティブ・トレード組織連盟（IFAT, 89年設立）で、メンバーは、48カ国、145団体で、世界に広がり、品目もコーヒーから無農薬自然栽培バナナの産直に広がりを見せ、日本でも近年組織的取組が広がりを見せている。

### （3）国際的運動の意義と課題

農・食の多国籍アグリビジネス支配に反対し、食料主権の確立と「地域に根ざした食・農の再生」をめざす国際的運動は、今や21世紀を拓く潮流となってきた。その共通する視点を松原は、「関係性」と「自己決定」と「パートナーシップ」としている。運動のいずれも、生産者と消費者との顔の見える関係の再構築をめざす「食と農の関係性」を追及している。この「人と人」「人と自然」「人と社会」との関係性の追及は「共生できる関係」の追及である。「自己決定」では、食料主権論が国民主権と国家主権による自己決定を基本に据えている。「パートナーシップ」では、食と農に関わる国際的運動が生産者と消費者の体等の立場でのパートナーシップの関係を基本に据えている。協同組合間協同の産直も、このパートナーシップを原則にしなければならない。

21世紀の食と農の再生は、市場原理至上主義に基づく規制緩和万能論による弱肉強食の大競争社会を糺して、持続的循環型共生社会を目指すことである。

## おわりに

これまで、学生の食生活の実態と国民・消費者の食をめぐる不安と不信の高まりから初めて、現代の食料問題を概観し、その根本要因を解明し、21世紀の食・農の再生を展望してきた。そして、食料主権の確立と食料自給率の向上を目指す日本と国際的な運動・「地域に根ざす食・農の再生運動」は、究極的には「持続的循環型共生社会」と「人間本位の国際化で国際連帯と共生」を目指す

す運動であることを政治経済学と運動論の両面から解明してきた。「食料経済論」の案内書となれば幸いである。論評賜れば幸いである。

#### 注

- 1) 田代洋一 [2003]『新版・農業問題入門』大月書店
- 2) 川崎仁 [1991]『卵は工業製品か』ゴトウテクニカル
- 3) J・I・ロデイル著・一楽照雄訳 [1974]『有機農法—自然循環とよみがえる生命』協同組合経営研究所
- 4) 大塚・松原編 [2004]『現代の食とアグリビジネス』有斐閣選書
- 5) リッツアー, G [1999] (正岡寛司監訳)『マクドナルド化する社会』早稲田大学出版部
- 6) 坪田邦夫『フードセキュリティとは』「農業と経済」2007.8, 臨時増刊号
- 7) 小倉正行 [2003]『食料輸入大国ニボンの落とし穴』新日本出版社
- 8) 田代洋一『食料安全保障・自給率・多面的機能』「農業と経済」2007.8, 臨時増刊号
- 9) 村田武 [2003]『WTOと世界農業』筑波書房ブックレット
- 10) 農民運動全国連合会 [2006]『食糧主権宣言』「WTOから食糧主権へ」

#### 参考文献

- 1) 岩村暢子著 [2003]『変わる家族 変わる食卓』劉草書房
- 2) ジョン・ハンフリース著, 永井・西尾訳『狂食の時代』講談社
- 3) 田代洋一著 [1998]『食料主権—21世紀の農政課題』日本経済評論社
- 4) 日本子孫基金 [2002]『食べるな, 危険』講談社
- 5) 日本子孫基金 [2003]『食べたい, 安全』講談社
- 6) 村田武 [2003]『WTOと世界農業』筑波書房

[2007年8月7日記]